

会 議 録

(4-1)

会議の名称		第20回 春日部市景観審議会		
開催日時		令和3年7月8日（木）	開 会	午前・ 午後 2時30分
			閉 会	午前・ 午後 3時30分
開催場所		web 会議		
議長(会長等)氏名		中村哲也		
出席者	委員氏名	(出席人数：5人) 金子善之、杉山朗子、中村哲也、宮下智之、吉村英孝		
		説明者 その他	(説明者：1人)	
	(その他：1人)		都市計画課都市計画・景観担当主幹 石橋武史	
	事務局		(出席人数：6人)	
				都市整備部次長兼都市計画課長 古谷悦夫
				都市計画課都市計画・景観担当主幹 石橋武史
				都市計画課都市計画・景観担当主査 吉田順子
				都市計画課都市計画・景観担当主任 太田貴大
			都市計画課都市計画・景観担当主任 細川祐樹	
	次第及び公開・一部公開・非公開の区分		議事（全て公開） （1）報告事項 第1号 春日部市屋外広告物条例の一部改正について	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：		
配布資料		・会議次第 ・議事資料一式		
会議録の作成方法		<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録		
会議録署名の指定		会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。		

発言者	発言内容・決定事項
事務局	1. 開会 開会宣言
事務局	2. 事務局挨拶 都市整備部長より挨拶
事務局	3. 資料の確認 配布資料の確認
事務局	4. 本日の審議会成立の報告 本日の出席委員は5名 春日部市景観条例第9条第2項の規定による定足数に達しており、当審議会が成立していることを報告
会長	5. 会長挨拶 会長より挨拶
議長	6. 会議の議事録署名人選出 議長の指名により、金子委員を議事録署名人に選出
議長	7. 書記の任命 吉田主査を書記に任命
議長	8. 会議の公開・非公開について 個人情報が含まれていないため、審議事項はすべて公開とする。
事務局	9. 傍聴人について 傍聴人なしの報告
事務局	10. 報告事項 一資料に基づき、報告第1号「春日部市屋外広告物条例の一部改正について」 説明一

発言者	発言内容・決定事項
委員	〔質疑応答〕 市民意見提出手続きについても、本日説明があり質疑等を行うのか。
事務局	本日の説明は以上である。市民意見提出手続きは、本日配布した資料にて7月15日からの実施を予定しているという報告である。
委員	所有者等の具体例や自主点検の様式は、非常に分かりやすいので資料に追加した方がよいと思う。
事務局	市民意見提出手続きの資料に追加する。
委員	点検結果の報告を義務化した際、一方的に報告を受けただけになるのか。報告内容の確認や、義務を怠った者に対してどのように対応するのか。
事務局	現在、市では基準に応じて屋外広告物の許可事務を行っている。現在の許可が必要な基準と、条例改正後に有資格者による点検が義務化となる基準は同一であることから、点検者の資格証等により確認することとなる。許可不要の広告物や申請されていない広告物等については、市で全てを把握することは困難であるが、現在も確認できたものについては指導を行っており、引続き対応を行っていく。
委員	県の主な動きの中に、田園住居地域を禁止地域に追加とあるが、田園地域は全域が禁止地域となるということか。
事務局	今回、県が禁止地域に加える田園住居地域は、都市計画上の用途地域のひとつであり、田園風景が広がる地域とは別のものである。春日部市内には田園住居地域の用途地域が存在しないことから、今回市条例での追加は行わない。
事務局	<p>11. 閉会</p> <p>閉会宣言</p> <p>— 散会 —</p>

発言者	発言内容・決定事項
	<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和3年7月20日</p> <p>署名者の職・氏名</p> <p>会 長 中 村 哲 也 (原本は自署) _____</p> <p>委 員 金 子 善 之 (原本は自署) _____</p>